

公益財団法人東京コミュニティー財団

反社会勢力排除に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないこと（以下、「排除」という。）を徹底するための組織体制について規定し、もって財団運営の適正および業務執行の意思決定過程の適性並びに役職員の生命、身体の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当財団の役員（評議員、理事、監事）、助成委員、正職員、契約職員、パート・アルバイト等（以下、「役職員等」という。）のすべてに適用されるものとする。

(定義)

第3条 反社会的勢力とは、「暴力団等」「その他の共生者」「その他公益または投資家保護に反すると考えられるもの」などの違法・不当な行為を行う以下のいずれかに該当する者又はいずれにも該当しなくなった日から5年間を経過しない者を指す。

- (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体
- (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関連企業
- (5) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の団体又は個人。
- (6) 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して要求を行い経済的利益を追求する団体又は個人
- (7) その他、前各号に準ずる者

(排除体制の整備)

第4条 反社会的勢力排除の主管部門は、事務局とし、事務局長をその責任者とする。

- 2 事務局長は、必要に応じて協議を行い、法的判断・弁護士との連携および法的措置を担当するものとする。
- 3 役職員等は、不当要求等に接した場合、またはそのおそれがある事態

が発生した場合並びに他の役職員等がかかる事態に陥ったと思料される場合、すみやかに、所属長および責任者に報告する。

(権限責任)

第5条 事務局は、以下の権限および責任を有するものとする。

- (1) 反会的勢力との面接、反社会的勢力からの電話対応、公開質問状、機関誌・図書購入等の不当要求についての対応
- (2) 必要に応じた警察との連携
- (3) 不当要求等に関する理事会への報告、対応体制の常時見直し及び役職員等の安全性を確保するための体制の整備
- (4) 役職員等に対する教育

(対応の基本方針)

第6条 不当要求等に対しては、当財団全体の問題として個人・所轄部署だけで対応するのではなく、組織的に対応するものとする。

(反社会的勢力との取引の排除)

第7条 事務局は、反社会的勢力との関係・取引等を一切しないために、新たに取り引等を行う場合は、事前に取り引先の調査を行うものとする。

(附則)

本規程の改廃は、理事会の決定によるものとする。

本規程は、平成30年4月12日から施行する。